

# NPO 法人全日本レッカー協会との「災害時における 車両の移動等の協力に関する協定」の締結について

栃木県県土整備部道路保全課

## 1 協定締結の趣旨

- 平成 26 年 11 月の災害対策基本法の改正により、緊急時の災害応急措置として、道路管理者による車両の移動等の措置が可能となった。
- 本県においては、平成 29 年 3 月に（一社）栃木県自動車整備振興会と協定を締結し、災害時の協力を得ているが、大規模災害に備え、今般、全日本レッカー協会とも協定を締結し、円滑な道路啓開・災害復旧の実現を図るものである。

## 2 協定の概要

### (1) 協定の相手方

特定非営利活動法人 全日本レッカー協会

- ・代 表 者：理事長 長谷部 芳行（はせべ よしゆき）
- ・所 在 地：東京都千代田区内幸町 1 丁目 3 番 1 号
- ・全国会員数：76 社（うち栃木県：4 社）

### (2) 業務の内容

- ア 業務実施体制、連絡体制の確保
- イ 車両移動等の実施
  - ・運転者等に対する移動命令の伝達
  - ・運転者等がこれに応じない、又は運転者等不在の場合の車両移動の実施

# 災害対策基本法に基づく車両等の移動の流れ

